

古川国府給食センター利用組合教育委員会の人事行政の運営等の状況

「古川国府給食センター利用組合の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件などについて報告します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況（平成24年4月1日現在）

部門	職員数(人) * () 内は併任						増減	備考 (増減がある場合増減理由)
	平成23年4月1日現在			平成24年4月1日現在				
	飛騨市派遣	高山市派遣	計	飛騨市派遣	高山市派遣	計		
民生 (保育園 栄養士)	1		1	1		1	0	
教育 (一般事務 ・調理員)	(1) 8	5	13	(2) 8	5	13	0	() 併任職員の増加 教育委員会事務局長兼給食センター長 → 事務局長(1)、 給食センター長(1)
合計	9	5	14	9	5	14	0	

(注) 併任には組合から給与の支給はなく計・合計には含めず

(2) 職員の採用状況（平成24年4月1日現在）

区分	事務職員	技能労務職員	合計
試験採用	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

(3) 職員の退職状況（平成23年度）

区分	事務職員	技能労務職員	合計
定年退職	0	0	0
勸奨退職	0	0	0
自己都合	0	0	0
その他	0	0	0
合計	0	0	0

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成23年度一般会計決算見込）（単位：千円）

区分	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度人件費率
平成23年度	188,931	70,253	37.2%	36.0%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む

(2) 職員の平均給料月額及び平均年齢（平成24年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	334,388円	44.6歳
技能労務職	287,671円	50.0歳

(注) 一般行政職には医療職(栄養士)を含む

(3) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分	一般行政職	国
大学卒	172,200円	172,200円
短大卒	152,800円	152,800円
高校卒	140,100円	140,100円

(4) 級別職員数と構成比（平成24年4月1日現在）

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
行政職	主事	主任	係長・主査	課長補佐	事務局長・ 課長・課長補佐	事務局長	2
医療職(栄養士)	栄養士	栄養士	栄養士	主任栄養士	主任栄養士	栄養士長	1
技能労務職	調理員	調理員	主任調理員	主任調理員	主任調理員		11
職員数計(人)	0	0	10	1	3	0	14
構成比	0.0%	0.0%	71.4%	7.2%	21.4%	0.0%	100.0%

(5) 職員手当の状況（平成24年4月1日現在）

区分	内 容	
	期末手当	勤勉手当
期末手当 勤勉手当 []は 管理職	6月期	1.225月分 [1.025月分]
	12月期	1.375月分 [1.175月分]
	計	2.60月分 [2.20月分]
配偶者：月額13,000円		

扶養手当	配偶者以外：1人月額6,500円 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子には月額5,000円を加算
通勤手当	交通機関及び自動車などを利用する場合、距離に応じて2,000円～24,500円を支給
住居手当	借家の場合 家賃の額に応じて27,000円を限度に支給

(注) 特殊勤務手当については、組合には支給対象職種なし

(6) 退職手当の状況 (平成24年3月31日現在)

支給率	自己都合	勸奨・定年等
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続30年	41.50月分	50.70月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	なし	2%～20%加算
退職時特別昇給	なし	なし

(7) 特別職の報酬 (平成24年4月1日現在)

区分	給料	報酬	備考
管理者	支給しない		
副管理者	支給しない		
教育長	支給しない		
議長		6,000円/日	
副議長		5,500円/日	
議員		5,500円/日	
監査委員		50,000円/年	議院を有する者からの選任委員
		6,500円/日	議会議員からの選任委員
教育委員会委員		7,500円/日	委員長
		6,500円/日	その他の委員
公平委員会委員		6,500円/日	
運営委員会委員		6,000円/日	

3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間 (平成24年4月1日現在)

1日の勤務時間 7時間45分 週休日 土曜日・日曜日

1週間の勤務時間 38時間45分

- ・調理員 : 7:15～16:00 (休憩時間12:00～13:00)
- ・栄養士 : 8:00～16:45 (休憩時間12:00～13:00)
- ・その他 : 8:30～17:15 (休憩時間12:00～13:00)

(2) 休暇制度 (平成24年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数	内容
年次有給休暇	1年につき20日	年の途中に採用された者は採用月に応じて付与する。 翌年に20日を限度として繰越可。 平成23年 平均取得日数 11.6日
病欠休暇	必要最小限の期間	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間 (最長90日)
特別休暇	内容により異なる	選挙権等の行使 (必要期間) 裁判員・証人等による出頭 (必要期間) 骨髄提供者となる場合 (必要期間) ボランティア活動に参加する場合 (5日以内) 結婚する場合 (連続する8日以内) 産前・産後の場合 (産前6週、産後8週) 保育時間の場合 (1日2回それぞれ30分以内) 妻の出産の場合 (2日以内) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑を避ける場合 (1日につき1時間を超えない範囲) 産前・産後に健康診査等を受ける場合 (必要期間) 男性職員が育児参加をする場合 (5日以内) 子の看護をする場合 養育する子が1人 : 5日以内 養育する子が2人以上 : 10日以内 要介護者の介護をする場合 要介護者が1人 : 5日以内 要介護者が2人以上 : 10日以内 親族の死亡 (配偶者・父母7日、子5日、祖父母等3日) 父母の追悼 (1日以内) 夏季休暇 (連続する3日以内)

		災害時等の休暇（7日以内～必要期間）
組合休暇	30日（無給）	職員団体事務従事
介護休暇	6ヶ月以内（無給）	職員が同居する配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、及び兄弟姉妹を2週間以上にわたり介護する場合取得することができる。
育児休業	子が3歳に達するまで（無給）	3歳に満たない自分の子を養育するため、その子が3歳に達するまで休業することができる。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況 0件 (平成23年度)

分限処分とは、職員の身分保障を前提として一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務能率の維持向上を図るための制度です。分限処分には、降任、免職、休職及び降給の4種類があります。

(2) 懲戒処分の状況 0件 (平成23年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として任命権者が職員に制裁として科する処分をいいます。懲戒処分には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除 0件 (平成23年度)

(2) 営利企業等の従事 0件 (平成23年度)

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

- ・ 自主衛生研修 1回 14人 (平成23年度)
- ・ 外部衛生研修参加 2回 6人 (平成23年度)

(2) 職員勤務成績の評定の状況

- ・ 未導入

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉制度の状況 (平成23年度中)

共済制度	岐阜県市町村共済組合の制度による
健康診断	定期健康診断（一般、心電図、血液、視力）
	腹部超音波検診
	胃部X線検査
	大腸ガン検診
	乳ガン・子宮ガン検診
	P S A（前立腺）検診
	肺ガン検診
骨密度検診	

(2) 公務災害等の発生状況 (平成23年度中)

区 分	認定件数
一般職員	0件
技能労務職員	0件

(3) 公平委員会に係る業務の状況 (平成23年度中)

区 分	認定件数
勤務条件に関する措置要求	0件
不利益処分に関する不服申立	0件